様式第４号(第１０条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

本人通知書

八頭町長　　　　　　　　印

　あなたの住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、八頭町住民票の写し等本人通知制度実施要綱第１０条の規定により通知します。

　なお、通知事項は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  交付年月日 |  　　　　　　年　　　月　　　日 |
|  交付証明書 の種別 |  ①住民票の写し　②除住民票の写し　③戸籍の附票の写し ④戸籍の除附票の写し　⑤戸籍謄(抄)本　⑥改製原戸籍謄(抄)本⑦除籍謄(抄)本 |
|  交付枚数 | 　　　 |  内　訳 |  |
|  交付請求者 の種別 |  本人の代理人請求　　第三者請求（個人・法人・八業士） |
|  備　　　　考 |  |

本人通知書に関して、以下の内容をご確認ください。

１　事前登録の住民票の写し等（※１）を本人の代理人又は第三者（※２）に交付した　場合、本人通知書を送付します。

（※１）住民票の写し等とは、住民票の写し（除住民票の写しを含む。）、戸籍の附票

の写し（戸籍の除附票の写しを含む。）、戸籍謄（抄）本、(除籍謄（抄）本、改

製原戸籍謄（抄）本を含む。）をいいます。

（※２）第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の　　　附票の写しにおいては「戸籍の記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者　　　であり、個人、法人、八業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社　　　会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）をいいます。

２　交付年月日とは、証明書を窓口で手渡した日、又は郵便で送付を行った日となりま　す。

３　交付請求書の種別について、本人の代理人請求とは、本人の代理人を称する者が代　理権を明らかにして交付請求を行った場合です。

４　交付請求者の氏名、住所等を通知することはできません。

 また、本人通知書の送付を受けた後、八頭町個人情報保護条例第１２条の規定に基づ

く自己情報開示等請求をいただいても、交付請求者の種別が第三者請求（個人）の場

合は、八頭町個人情報保護条例の規定により、交付請求者の氏名、住所等は原則開示

できませんのであらかじめご了承ください。

５　詳しくは、八頭町役場町民課（０８５８－７６－０２１１）までお問い合わせください。